

平成29年度第1回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成29年7月20日（木） 午後2時45分～午後4時30分

2 場 所 高松市役所11階 職員研修室

3 出席者	高松市長	大西 秀人
	高松市教育長	藤本 泰雄
	高松市教育委員（教育長職務代理者）	吉澤 潔
	高松市教育委員	藤本 英子
	高松市教育委員	葛西 優子
	高松市教育委員	関元 盛夫

4 事務局

（教育委員会）

教育局長	東原 利則
教育局次長総務課長事務取扱	石原 徳二
教育局次長生涯学習課長事務取扱	西川 典生
学校教育課長	久保 朗
総合教育センター所長	篠原 隆則
教育局総務課主幹	楠原 昌能
総合教育センター所長補佐	田中 雄大
教育局総務係長	牧野 小織
総合教育センター支援係長	植松 克友

（市民政策局）

市民政策局長	福田 邦宏
市民政策局次長政策課長事務取扱	蓮井 博美
政策課長補佐	松本 徳
政策課企画担当課長補佐	坂東 崇嗣
交通政策課長	板東 和彦
交通政策課長補佐	伊賀 大介

（健康福祉局）

保健所次長	久保 典子
保健センター副センター長	坂上 育子
障がい福祉課認定係長	石原 邦啓
障がい福祉課指導監査係長	木本 茂樹

(創造都市推進局)

創造都市推進局長

創造都市推進局参事

文化・観光・スポーツ部長

文化芸術振興課長

文化芸術振興課長補佐

文化財課長

美術館美術課長

土岐 敦史

佐藤扶司子

高尾 和彦

一原 玄子

川野 祥靖

次田 吉治

合田 紀子

5 傍聴人 13名

6 協議・調整事項

(1) インクルーシブ教育について

(2) 公共交通の利用促進について

～児童・生徒を対象としたモビリティ・マネジメントの推進～

(3) 文化・スポーツ施策の推進状況について

7 議事の経過

【開会】

【市長挨拶】

○ 市 長

- ・教育長、教育委員におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、御礼申し上げます。
- ・本教育会議は、地教行法の改正により、市長と教育長、教育委員がメンバーとなり、相互の意思疎通を図りながら、より一層、民意を反映した教育行政を推進していくため平成27年度から設置されている。
- ・昨年度は情報教育（ICTの活用）、学校と地域の連携、教育をめぐる諸課題について協議を行った。
- ・本日は「インクルーシブ教育について」「公共交通の利用促進について」「文化・スポーツ施策の推進状況について」の協議をよろしくお願いする。

【議題（1）インクルーシブ教育について】

○ 委 員

- ・昨年、文部科学省の市町村教育委員研究協議会に参加した。その研修の中で、インクルーシブ教育についての分科会に参加した。
- ・その研修で、インクルーシブ教育に関する考え方は様々であり、障がいは周りの理解と長期的な支援があれば社会に適合していけるという話が印象に残ったため、今回提案した。
- ・障がいのある子どもが能力や可能性を伸ばし、自立して社会参加ができるように、医療、保健、福祉等の連携を強化し、障がいのある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ・本市では、こ・幼・小・中と他の機関と連携し特別支援教育がされているが、更に広げ、生まれてから社会人になるまで、様々な機関が行っている障がい者支援をつなげていけばいいのではないかな。
- ・高齢の母親を在宅で介護しており、地域包括支援センターには高齢者のニーズに応じた支援を進めていただいている。利用者家族の不安や疑問にも寄り添ってくれるので介護が続けられている。将来、子どもたちにも、このような長期的につなげていけるシステムができればいいのではないかな。

○ 市 長

- ・「インクルーシブ教育」とは、障がいのある者と障がいのない者が共に同じ場で学ぶという教育である。現状等について事務局より説明をお願いします。

○ 事 務 局

- ・インクルーシブ教育に係る本市教育委員会の取組について説明。

(資料番号2)

- ・「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性を尊重しつつ、障がいのある者と障がいのない者が差別を受けることなく、できる限り共に同じ場で学ぶ教育のことを言う。
- ・平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」に我が国も批准し、インクルーシブ教育システムの構築が進められている。

(資料番号3)

- ・中央教育審議会では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」と指摘しており、共に学ぶということだけでなく、1人1人の教育的なニーズに合わせた多様な学びの場の必要性が強く求められていると言える。

(資料番号4)

- ・教育委員会における就学指導の仕組みについて説明。

(資料番号5)

- ・本市における特別支援学級に在籍する児童生徒数と全体の児童生徒数に対する割合は、平成28年度の中学校を除き、年々増加傾向にあり、それだけに特別支援教育のニーズは、年々高くなっていると言える。

(資料番号6)

- ・義務教育段階での多様な学びの場を図示したものである。
- ・ベースになるのが通常の学級で担任が配慮しながら学ぶ形になる。その次の段階が、通常の学級において、担任以外、例えば特別支援教育支援員などによる支援を受けることになる。
- ・その次が、通常の学級に在籍はしているが、特別支援学級を担当している教員の空き時間を利用して個別の指導を受ける指導形態になる。
- ・その次が、発達障がいや言語障がいなどのある通常の学級に在籍する児童生徒が対象になるが、通級による指導がある。これは、週1～8時間程度、特別支援教育に関する専門性が高い教員が配置されている教室、通級指導教室に通い、自立活動や学習補充を受けることである。
- ・本市においては、小学校4校、中学校1校に設置されている。
- ・そして、特別支援学級、次に特別支援学校となる。
- ・このように、通常の学級から特別支援学校までの連続した多様な学びの場が用意されている。

(資料番号7)

- ・本市における就学先の決定の仕組みについて説明。
- ・小学校入学に際して不安を持つ保護者に対し、「就学等教育相談会」の案内を各幼稚園等から保護者にかけていただいている。希望する保護者は総合教育センターに申込みをする。相談時に保護者の希望を確認した上で、就学判定資料を作成し、高松市就学指導委員会にて判定を行う。判定結果は、保護者には電話、進学先の学校へは書面にて通知し、連絡を受けた学校と保護者、必要に応じて委員会を交えて、最も適切な就学先を決定する。

(資料番号8)

- ・次に就学指導委員会の説明。
- ・これは本市が委嘱した学識経験者、医師、障害福祉関係者の7名の委員で構成されている。
- ・ここで総合的な観点から、特別支援学校相当、特別支援学級相当、通級指導相当、通常の学級相当の判定を行う。

(資料番号10)

- ・最後に、就学指導委員会の判断を基に、本人・保護者、学校、委員会で3者の合意形成を図りながら、就学先を決定する。この時に、保護者の意見を最大限尊重するよう合意を図っていく。

- ・ちなみに、平成28年度では、特別支援学校相当の判定で通常の学級に在籍している児童生徒はいないが、特別支援学校相当の判定で特別支援学級に在籍していたり、特別支援学級相当の判定で通常の学級に在籍している児童生徒は小・中学校共に見られる。

(資料番号11)

- ・重度の知的障がいのある児童が通常の学級を強く希望された場合を想定して、相談から入学後の支援までを説明。
- ・就学等教育相談の場では就学に係る説明と共に小学校や養護学校の見学を勧めている。小学校では、見学していただくとともに、小学校としてできること、できないことを丁寧に説明している。
- ・就学指導委員会では、重度知的障がいがあることから、特別支援学校相当の判定が出るのが予想されるが、保護者が通常の学級への入級を強く希望していることから、就学先の決定に際しては保護者の意向を尊重し通常の学級への就学が決定する。

(資料番号12)

- ・そこから入学に向けた支援が始まる。
- ・委員会としては、支援員等の配置を検討したり、関係機関と連携しつつ、支援の方向性を検討していく。
- ・一方学校は、幼稚園等を訪問し、園での様子を把握するとともに、療育機関等へ聞き取りに行く。また、校内では受入準備を進めるとともに、委員会へ人的配置の要望をかける。

(資料番号13)

- ・入学後、委員会としては専門家を派遣し、学校の指導の在り方について助言を行う。
- ・学校は校内での共通理解を図りつつ、支援員等など活用できる人的資源を整え、個別の指導計画を立て指導を開始する。
- ・必要であれば、特別支援学級を弾力的に運用し、通常の学級を離れ、個別に学習の補充をしたり、自立活動を行う。
- ・ただ、重度の障がいのある児童生徒が、通常の学級に在籍するケースは本当にまれで、インクルーシブ教育の共に学ぶという側面で多く見られるのは、特別支援学級に在籍しつつ、通常の学級の児童生徒と交流する形である。

(資料番号14)

- ・特別支援学級に在籍児童生徒の通常の学級での交流及び共同学習の取組について説明。
- ・交流及び共同学習とは、特別支援学級に在籍する児童生徒が教科や朝の会、帰りの会、清掃などを通常の学級（交流学級）で行う学習形態を言う。これは、通常の学級の児童生徒にとっても、支援学級の児童生徒に説明することを通して学習内容の理解が深まったり、交流を通して障がいへの理解が深まるなどの効果が期待できる。
- ・交流の具体だが、交流の時間数は1人1人の実態による。

- ・交流学級には机や椅子、ロッカーなど準備されており、係活動などの当番活動も一緒に行うことが主流であり、交流学級での学習の成果物は、交流学級で同じように掲示もする。最近では、家庭訪問や懇談は交流先でも受けることが多くなってきている。

(資料番号15)

- ・これは、週1～8時間程度、特別支援教育に関する専門性が高い教員が配置されている通級指導教室に通い、自立活動や学習補充を受けることである。
- ・今年度より、川島小学校と高松第一中学校に新設され、小学校4校、中学校1校に開設されており、小学校では、他校通級や巡回指導を受けている学校は13校ある。ただ、中学校では、同様の指導を受けている学校は1校にとどまっている。
- ・具体的な支援の内容としては、人間関係の形成を目的にソーシャルスキルトレーニングをしたり認知スタイルに合わせた学習方法の習得を目指して指導を行う。あわせて通級指導担当教諭による保護者との教育相談を重ねている。
- ・これらの取組を行うことで、発達障がい等のある児童生徒が通常の学級において、集団に適応しながら自分らしさを発揮し、学校生活を円滑に送ることができる。以上が、現在教育委員会がインクルーシブ教育に係る取組である。

○ 市長

- ・事務局より本市におけるインクルーシブ教育の現状等について説明があったが、課題や今後の対応について意見等はないか。

○ 教育長

- ・就学時健康診断の時に、子どもたちが知能テストを受けるプログラムがあるが、引っ掛かりを感じる子が保護者と一緒に校長との面談を受ける。
- ・その折、市の就学相談を受けてはどうかと保護者に説明をするが、とても驚かれる。
- ・保護者の方が、子どもに、少し障がいがあるということを認識できていないことがある。
- ・保護者の方が、様々な機会で公的機関に関わる時に少しでも話ができていれば、就学時の健診時に戸惑うことがないのではないかと。5歳までにこういったフォローをしていくかが大事になってくる。

○ 委員

- ・以前、母子手帳の交付は市役所の窓口だったが、今は保健センターの保健師からもらえるようになったので保健師との交流もできるのではないかと。
- ・3歳児健康診査等、公的機関のつながりがあれば障がいがある時、早く発見できるのではないかと。

○ 市 長

- ・障がいのある方の教育をどうするかというのは、小学校に入ってから対策を採るのでは遅すぎることもある。
- ・福祉・医療分野も関わりのある話であり、就学前での発見や対応をどうするかは福祉部門の障がい、子育て支援部門や医療部門では保健センターとのつながりが重要になってくる。
- ・早い段階で対処すれば病気の進行等が少しでも抑えられる、また、回復するのではないかということで、保育園等で特別な支援が必要な子どもたちに対応する加算等も一部行っている。
- ・教育部門と福祉部門との連携が十分に取れているとは言い難いので、生まれてから小学校に入るまでの包括的な支援を考えていく必要がある。
- ・障がい福祉関係、保健センター関係の現状、対策、課題等を事務局から説明をお願いする。

○ 事 務 局（障がい福祉課）

- ・早期発見ということで、障がい福祉課では、発達障がい者サポート事業を行っている。本市が委託している、こだま園の方が1歳半健診、3歳児健診時に伺い、発達障がいの疑いある方を各関係機関につないでいく、コーディネーターの役割をしている事業がある。
- ・その事業の中で、発達障がい児・者サポーター養成講座を行っている。発達障がいの方をサポーターを養成する講座であり、学校や幼稚園の先生、一般の方も参加していただき発達障がいの方への対応を勉強している。
- ・今後の取組としては、市内に基幹相談支援センター（以下「センター」という。）という相談機能の中核になるようなセンターを作る予定である。その中核拠点が1か所、地域拠点が7か所を平成30年度から設置運営することになっている。
- ・平成29年度については、高松圏域自立支援協議会が中心となり、センターの相談支援専門員を育成するための研修を実施している。
- ・この研修の1コマとして、8月に総合教育センター職員から「義務教育段階における特別支援教育の現状」と「就学指導の実際」について講義を受ける予定である。
- ・平成30年度に教育委員会において実施予定の「教育相談担当者・特別支援教育コーディネータ・スクールソーシャルワーカー合同研修」にセンターの相談支援専門員が参加し、顔の見える関係を構築し、連携強化を図る予定である。

○ 事 務 局（保健センター）

- ・保健センターで実施している幼児健診と専門相談について現状報告。
- ・妊娠すると母子手帳を発行するが、交付の際、子育て包括支援センターで専門職の保健師又は助産師が母親が順調にスタートを切れているか最初の段階で面接をして

把握をし、支援の必要な方に適切な支援を提供できるような体制を整えている。

- ・出産後は、全ての赤ちゃんとその保護者を訪問し、母親の様子や赤ちゃんの状況、適切な環境で子育てができているか等を把握し、保健指導を実施し、子育て支援情報の提供や必要なサービスにつなげる等している。
- ・その後、乳児相談や、1歳6か月健診、3歳児健診を実施し、身体計測や発達等を診ている。1歳6か月、3歳児健診は法律に定められているものである。
- ・これらの健診で育児不安等のある保護者や発達等が気になるお子さんを対象に、保健センターでは、専門相談、専門教室として「ひまわり個別相談」、「のびのび教室」、「こども相談」、「ことば相談」を開催している。
- ・ここでは、臨床心理士等の専門職が対応し、心配ごと等を含め、障がいの早期発見、早期援助を行っている。
- ・精神発達面については、こども女性相談センター等の御協力を頂き、より専門的な助言、指導を行うような体制を整えている。
- ・専門相談は個別相談の予約制で1人のお子さんについて1時間程の時間をかけて丁寧に対応している。

○ 市 長

- ・事務局より説明があったが、御意見、質問はないか。

○ 委 員

- ・子どもや保護者が気軽に相談できる場所があればいいと思う。

○ 委 員

- ・障がいのある子どもたちを育て指導していくため、実際に社会で障がいを持って働いている方、また、障がいを持ちながらパラリンピック等で活躍している方にその学校に来てもらう。子どもたちの目標になると同時に、障がいのある方も若い方を育てるといふ生きがいを持ち、双方にとってプラスになるような取組ができればいいのではないか。

○ 委 員

- ・障がいがあることを受け入れられない保護者の方もいるため、生まれてからその後も続いていける包括的な支援を受けられる場所があればいいと感じた。

○ 市 長

- ・できるだけ早い段階で発見することが大事であり、幼い頃に認識できるとその後の対応策が採れる。そして、気軽に相談できる場所が必要である。
- ・来年度、本市の社会福祉協議会の建物の中に、基幹相談支援センターを設置、運営

していく予定である。障がいのある方の相談支援をより充実させ、学校との連携も進めていく。

- ・市長部局、教育委員会、学校とが、これまで以上に連携をし、インクルーシブ教育等の充実に努めていく必要がある。
- ・今後、インクルーシブ教育における本市の教育現場で足りないところ、充実しなければならない点はどこか。

○ 事 務 局

- ・香川県では、特別支援学級に力を入れており、1人でも該当する子どもがいれば特別支援学級を設置しているため、その数は多い。反面、通級指導教室の整備が遅れている。
- ・通級指導の課題としては、小学校は4校、中学校では今年初めて1校新設したが、今後も増やしていきたい。特に、中学生については自校区や近隣校区の中学校の通級指導教室に通うというのはハードルが高いため、それ以外で通級しやすい場所があれば良い。

○ 市 長

- ・特別支援教室に通う子どもは通級指導教室には行かないのか。

○ 事 務 局

- ・はい。

○ 市 長

- ・障がいがある児童生徒が特別支援学級ではなく、通常学級に通っている場合、補完する必要があるため通級指導教室に通うということか。

○ 事 務 局

- ・はい。

○ 市 長

- ・香川県は学校に1人でも障がいのある児童生徒がいれば、特別支援学級を設置しており、その分、通級指導教室の必要性は薄いということ。
- ・通級指導教室の定数を県が配置をしなければ増やすことが難しい。
- ・現状はもう少し通級指導教室が必要である。

○ 教 育 長

- ・県には通級指導教室の必要性を強く要望している。

- ・県は少人数指導に力を入れているため、通級指導教室を整備するのであれば、少人数指導のために配置している教員の数を減らすというスタンスである。
- ・県に要望した結果、今年は通級指導教室が増えた。国は通級指導教室を基礎定数化しているが、本市としては基礎定数化された学級数はできているのではないか。
- ・各学校で通級での指導が必要な児童生徒の数の掘り起こしが、通級指導教室を増やす上で必要である。

○ 委 員

- ・保護者からの視点でみると、特別支援学級に入らないが、通級指導教室があれば通いたいという方は多い。

○ 委 員

- ・適切な支援が受けられると、社会人になり親元を離れていくことができる。長期的な支援を続けてほしい。

○ 市 長

- ・障がいのある児童生徒の教育としては、多様性を尊重しながら、それぞれの個性や才能を生かすことも可能である。
- ・特別支援教室の推進、教育相談体制の充実を教育委員会で図り、市長部局としても必要な連携、協力をこれまで以上にしていく必要がある。
- ・関係部局と教育委員会とが一緒になり、常に連携できるような体制を作り、情報を共有しながら対応してほしい。

【議題（２）公共交通の利用促進について】

○ 委 員

- ・４０～５０年前、高松郊外に大型の団地が増え、その関連でバス路線が廃止になった。そういった年代に造成された団地なので住んでいる人も高齢化しているが、車がないと不便なため、無理をして車を運転している。
- ・コミュニティでの移動手段等を考えなければならない。
- ・老後は市内のマンションに移り住む人もいる。

○ 市 長

- ・高齢化が進み、車を利用できない人たちが増える。しかも、人口減少により過疎が進む。公共交通を利用しやすいまちづくりを今から作っていく必要がある。
- ・コミュニティバス、乗り合いタクシー等を皆で検討するに当たり、インセンティブとして、市からの助成制度があるので活用してほしい。

- ・コンパクトなまちづくりと言うと、「切り離される」とよく言われるが、そうではない。郊外に住んでいる方が孤立しないようコンパクトに都市機能が集約された拠点とそれらを結ぶ交通ネットワークが必要である。

○ 事務局

- ・地域のコミュニティが中心となり、コミュニティバス、乗合タクシーを走らせたい時は、調査・検討のための助成金を用意している。
- ・そのような車両が走るようになり、通勤、通学ルートであれば生徒たちに日常的に利用してもらうことで安定的な利用が見込める。例としては、山田地区の「どんぐり号」が日々の通学に利用されている。

○ 委員

- ・学校へ保護者が車で子どもを送迎すると、交通の妨げになる等で学校に苦情が入ることがある。山田地区の「どんぐり号」のように、子どもたちが公共交通機関を使って通学ができると、保護者の送迎が減る。
- ・コミュニティバスを電車の駅に通す等、上手く活用し、支所、出張所、コミュニティセンター等を経由する路線ができればいいのではないか。

○ 委員

- ・高齢者の免許証返納にあたっては、公共交通機関に振り分けられるようなインフラの整備が必要である。
- ・太田中学校を学校訪問したが、自転車通学の生徒はおらず全生徒が徒歩通学であった。徒歩通学できる校区が理想ではあるが、多くの中学校では自転車通学の生徒がいる。できるだけ中学生の自転車通学を減らし、公共交通機関を使うようにできれば良い。
- ・高齢者とも組合せ、行きは通学に、帰りはお年寄りを乗せ病院にという路線を検討していただきたい。教育と医療を結びつけるような路線の開発を検討してほしい。

○ 教育長

- ・小学1、2年生の生活科の学習内容で、公共物、公共施設の利用、そして、そこで働いている人たちと触れ合い、自分たちの安心、安全な生活を守ってくれているという学習内容の中に、公共交通機関の利用が含まれている。
- ・学校の近くに、JRやことでんがあれば、自分で切符を購入し、乗車して帰ってくる学習をしている学校がある。そういった学校へ市職員が出向き、出前教室、体験教室をしていただくと、生活科の学習とマッチングするので良い。
- ・公共機関を使うことだけが目的ではない。行先で何かをすることが目的であり、例えば、サンポートに行き、サンポートで何かをするために電車に乗る。行先に、子

どもたちにとって充実した施設があれば良い。

- ・バス路線内には菊池寛記念館や図書館があるが、電車の路線内にも、目的先になり得るものの充実を図ると良い。

○ 市 長

- ・児童・生徒の公共交通利用、まちづくりも含めて様々な御意見をいただいたが、高松でも電車に乗ったことがない子どもがいるので、駅で自分で切符を買い、駅員と挨拶をし、乗車する等、公共マナーを実際場で学ぶという意味でも、公共性を身に着けていくサイクルとして考えていくと良い。
- ・過疎地域ではスクールバスが出ているが、それを高齢者の方の利用にも使えないかということも今後の課題としたい。

【議題（３）文化・スポーツ施策の推進状況について】

○ 委 員

- ・資料の４１ページ、美術館の「サ 学校との連携事業」で、１０月２２日（土）開催分の参加者が１人なのはなぜか。

○ 事 務 局

- ・市内の小・中学校の美術、工作担当の先生に声掛けをしたが、たまたま、この日は１人だけの参加であった。
- ・平日の参加が難しいため、土曜日の開催が続いている。今後も多くの先生方に参加していただきたい。

○ 教 育 長

- ・３点お願いしたい。１点目は、事業等についての広報を十分にしてほしい。
- ・２点目は、美術館や菊池寛記念館だけでなく、移動が可能な作品であれば、様々な人が集まる場所での、出張展のようなものを検討してほしい。
- ・最後に、高松市アドバイザースポーツシステム（通称：ＴＡＳＳ（タス））を活用し部活動の支援をお願いしたい。

○ 委 員

- ・香川県小・中学校文化連盟が紫雲中学校内にあり、小・中学生が文科系の活動を行っているので、その展覧会等の広報をしてほしい。

○ 委 員

- ・文化・スポーツと素晴らしい様々な行事が開催されているが、あまり周知されてい

ない。もう少し広報に力を入れてほしい。

○ 委 員

- ・岡山県に「うらじゃ祭り」があり、鬼の面を着けて踊る祭りがある。数十年前に第1回の祭りに参加したが、その時は50人であったが、最近は2万5千人に増えた。続けることが大事である。
- ・高松市でも賑わいができるものがあれば良い。

○ 市 長

- ・昨年は、「瀬戸内国際芸術祭」があり、多くの外国の方に来ていただいた。
- ・海外の方にも興味を持ってもらえる文化・芸術イベント、スポーツイベントを開催していく必要がある。
- ・来年3月に開催される「第4回高松国際ピアノコンクール」を盛り上げていきたい。
- ・直木賞と本屋大賞を同時受賞した「蜜蜂と遠雷」は、浜松ピアノコンクールを題材にした小説でヒットしており、国際ピアノコンクールに対する興味が高まってきている。
- ・高松国際ピアノコンクールの成功に結び付けたい。
- ・高松一高の音楽科の生徒はもとより、中学生や高校生にも高松国際ピアノコンクールの会場に足を運んでもらえると、教育とも結び付き、コンクール開催の意義も高まるのではないか。
- ・文化、芸術、スポーツ施策については、頂いた御意見を生かしながら、今後、充実を図っていく。